

福井県介護サービス施設・事業者 集団指導 生産性向上・処遇改善・各種補助制度について

令和8年3月12日

福井県健康福祉部 長寿福祉課

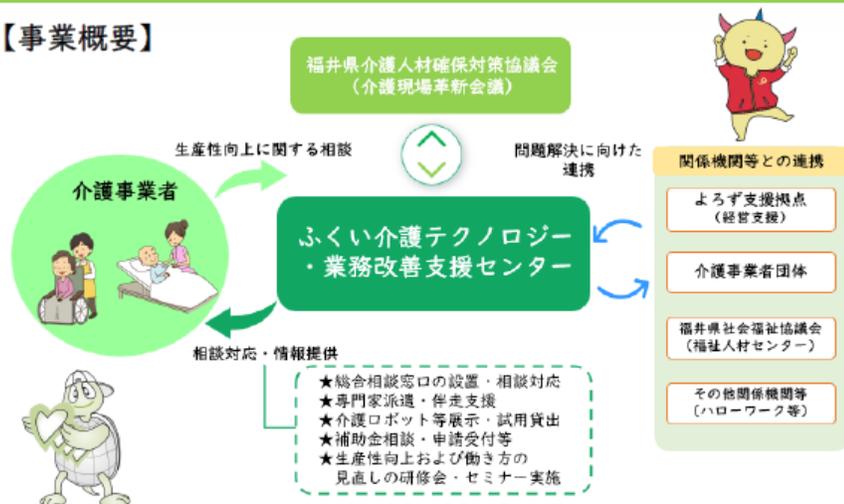
ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター 概要

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」は、生産性向上等（介護ロボットやICT等の導入・活用による業務改善、働き方の見直し、人材確保、経営改善等）に取り組む事業者のための総合相談窓口となります。

課題解決等のための専門家派遣、介護の生産性向上等の幅広い知識を有する専門家による伴走支援、介護ロボット等の試用貸出、生産性向上に関する研修会開催など、幅広く、事業者の皆様の生産性向上等の取組みを支援します。

【事業概要】



※令和7年度より、障がい福祉事業者の相談も受け付けています。

【問い合わせ先】

ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター
（公益財団法人介護労働安定センター 福井支部内）

住所：福井市中央1丁目3-1 加藤ビル6階

☎ 0776-25-1365

[受付時間：平日9:00～17:00]

E-mail: seisansei@80kaigo-center.or.jp

※メール送信時には○を@に置き換え願います

令和7年度 福井県 介護現場の生産性向上推進事業（委託事業）

詳しくは
裏面へ!

ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センターの主な業務

総合相談受付 費用 無料

生産性向上等に関する介護事業者・介護ロボット等開発企業双方からの各種相談を受け付けています。
必要に応じて関係機関への連携や専門家を派遣します。

時間 9:00～17:00（土日祝・年末年始は除く）
※専門家派遣（無料）は、原則1事業所1回。2回目以降は要相談
※障がい福祉事業者からの相談も受け付けます



介護ロボット&ICT機器 試用貸出・体験展示（期間限定）

実際に介護事業所等で活用されている介護ロボット等の試用貸出を行っております。試用貸出により導入前に使い勝手などを確認することができます。また、期間限定で実際に介護ロボット等に触れられる体験展示を実施します。



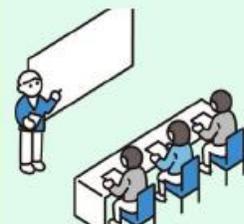
※貸出機器および貸出ルール等については、電話、メールにて相談窓口までお問い合わせください。

時間等 試用貸出：随時受付 ※費用無料

体験展示：詳細については、別途案内いたします。
障がい福祉事業者への貸出は行っていません。

研修会・伴走支援

生産性向上等について研修会および伴走支援を行います。
※一部研修については、障がい福祉事業者も参加可能です。



時期等 詳細については、別途案内いたします。

費用 無料

補助金申請相談・申請受付

補助金の申請相談・受付を行います。
※障がい福祉事業者の補助金申請受付は行っていません

時期等 詳細については、別途案内いたします。

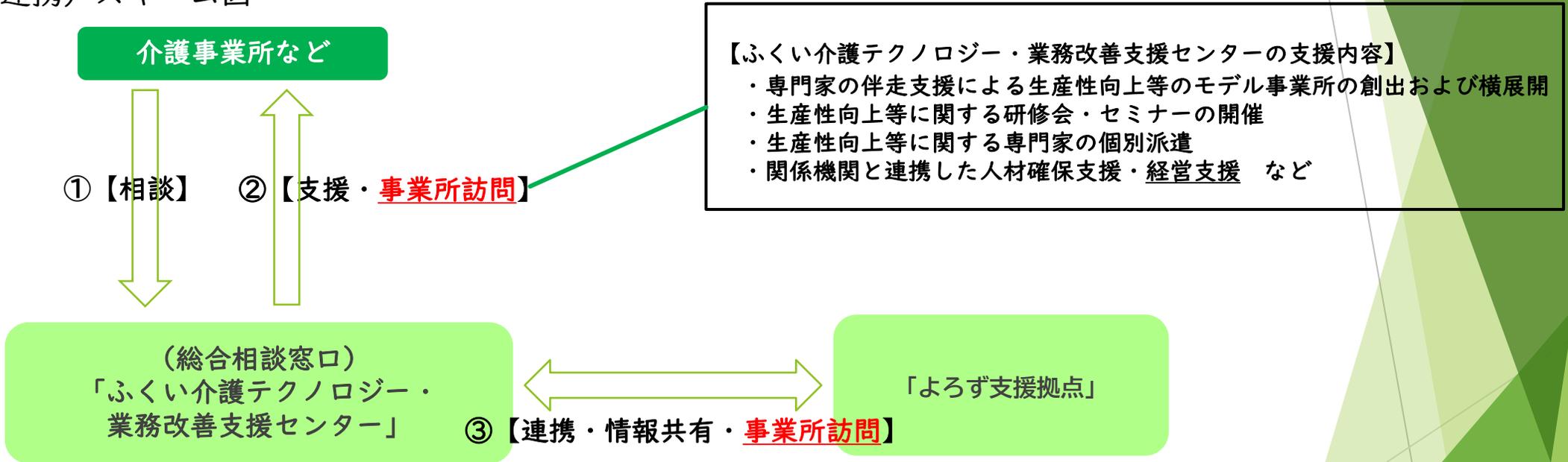
費用 無料

(よろず支援との連携について)

1 概要

生産性向上等(介護ロボット・ICT活用による業務改善、働き方の見直し、人材確保、経営相談等)に関するワンストップ型の総合相談窓口「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」が介護事業所等から経営に関する相談を受けた場合、「よろず支援拠点」との連携を図り、介護事業所等の課題解決を支援するとともに、よろず支援拠点と一体的に事業所訪問を実施し、生産性向上等や経営相談に関する事業所の課題等を掘り起こし、課題等を図る。

2 事業(連携)スキーム図



(センター運営における課題)

- ・ センターでは支援が難しい経営相談等への対応
- ・ 県補助金を活用して介護ロボット等を導入した介護事業所へのフォローアップ

【よろず支援拠点の主な役割(連携内容)】

- ・ 約40名のコーディネーターの連携チームによる複数名での介護事業所の経営相談等への対応・支援
 - (主な対応可能案件)
資金繰り計画策定、経営ビジョン策定、労務管理(就業規則策定、雇用契約、組織体制構築等)、法律関連、SNS・WEB活用など
 - ・ 県補助金を活用して介護ロボット等を導入した介護事業所への訪問
- ※目的：導入後の活用における課題等のヒアリング、課題解決への支援、その他の経営相談2案件の掘り起こし等

令和8年度 介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+2.03%（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

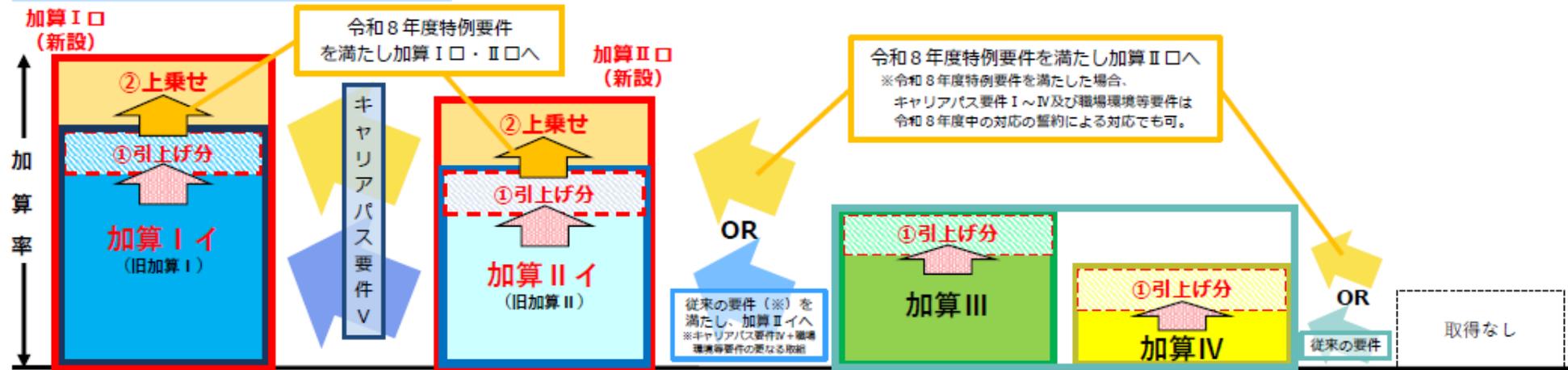
なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

令和8年度 介護報酬改定について 介護職員等処遇改善加算の拡充①

概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等
→ケアブランドデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

取得要件	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	◎	◎
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。

イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

令和8年度 介護報酬改定について

事務連絡
令和8年3月4日

各都道府県
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順
及び様式例の提示について（令和8年度）（案）」の送付について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度の介護職員等処遇改善加算等の算定について、別添のとおり、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度）（案）」（厚生労働省老健局長通知案）を送付いたします。

内容については現在調整中であり、令和8年3月中旬を目途に正式に発出する予定ですが、新年度からの加算取得等に係る事務の便宜に資するため、現時点の案としてお示しするものです。

また、本加算を活用した処遇改善の実施につきまして、下記の厚生労働省相談窓口において、介護サービス事業所・施設等からの問合せ対応を行います。

各都道府県・市町村におかれましては、以上について御了知の上、管内の介護サービス事業所・施設等への周知のほど、よろしくお願いいたします。

○ 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口
電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日・祝日含む））

（別添）介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順
及び様式例の提示について（令和8年度）（案）

※詳細は、厚生労働省事務連絡をご確認いただくとともに、厚生労働省コールセンターをご活用ください。

別添

（案）

老発〇〇第〇号
令和8年3月〇日

各都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
（公印省略）

介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）

介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の介護報酬改定において介護職員処遇改善加算を創設した。その後も累次の改定により加算率等の充実を図っており、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算、令和4年10月に介護職員等ベースアップ等支援加算を創設した。加えて、令和6年6月からは、これらの加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算を創設した。

さらに、令和8年度介護報酬改定においては、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の創設に加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に介護職員等処遇改善加算を創設することとした。

加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務

介護職員等処遇改善加算取得促進事業について(予定)

福井県社会福祉協議会(福井県委託事業)では、介護職員等処遇改善加算の新規取得・上位区分の加算取得を目指す県内介護保険事業所の皆さまを支援しています。

1 専門家(社会保険労務士)派遣事業

事業所へ専門家(社会保険労務士)を派遣し、加算取得に必要なアドバイス(就業規則等の整備に関する助言等)を受ける機会を提供

2 キャリア支援専門員による事業所訪問等

専門家派遣に関することや、加算取得に向けた課題整理などについて、福祉人材センターのキャリア支援専門員が支援
※福祉人材センター窓口、オンライン、電話、メールでも対応いたします。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 福祉人材課

〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22

TEL:0776-28-3180 Eメールアドレス:jinzai-center@f-shakyo.or.jp

医療・介護・障がい福祉分野における賃上げ等支援事業

【〇「医療・介護等支援パッケージ」(介護分野)】

施策名: 医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いずれも半年分

1,920億円

イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業

- ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。

※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施

510億円

ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

- ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

令和7年度 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金

○事業概要

介護分野における人材不足が厳しい状況において、人材流出を防ぐための緊急的対応として、県内の介護事業所等に対して、賃上げや職場環境の改善にかかる経費等を支援し、介護人材確保・定着などを促進

○手続き・スケジュール等

【第1次募集:令和8年2月2日(月)~令和8年2月27日(金) **募集終了**】

- ・必要書類を申請事務局へ提出してください。
- ・第1次申請の場合、3月中に補助金を交付いたしますが、事業所におかれましては、3月中に事業完了(補助金を活用した新たな賃金改善等の実施、要件充足が必要)の上、3月末までに実績報告書を提出いただく必要があります。

【第2次募集(案):令和8年4月1日(水)~令和8年5月29日(金)】

- ・必要書類を申請事務局へ提出してください。(別途、案内予定)
- ・令和7年12月から県が定める実績報告書期限までに補助金を活用した新たな賃金改善等の実施・要件充足が必要となります。
※令和7年12月から県が定める実績報告書期限までの新たな賃金改善等が対象
※第2次募集の実績報告期限は未定です。一定期間の実施期間を設ける予定をしております。

○問い合わせ先

- ・制度内容・計画書などに関するお問い合わせ・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号:050-3733-0222 受付時間:9:00~18:00(土日含む)
- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書の記入方法に関する動画※計画書の作成前に必ず視聴してください。
<https://youtu.be/5VT0bImk4yI?si=hQRcblyZWXws3z0C> (youtube動画)
- ・福井県における申請受付・問い合わせ対応窓口(事務局)
電話番号:050-8890-6153
受付時間:9:00~17:00(12/29~1/3除く)
メール:fukui-chinage-kaigo2026@ndwwi.jp

○その他:詳細については、県ホームページをご確認ください。<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/syoguu.html>

医療・介護・障がい福祉分野における賃上げ等支援事業

【〇介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援】

老健局老人保健課
(内線3942)

施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	〇	〇							

③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
- ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。

(※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

- ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
- イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。

(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

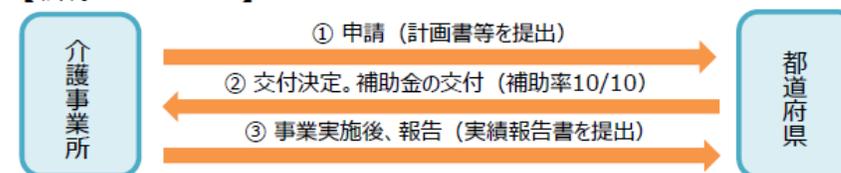
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

- ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
- ③介護職員の職場環境改善の支援
※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材費高騰対策・電気料負担軽減支援）

○事業概要

食材費高騰の影響により、経営に影響が生じている医療機関・福祉施設に対し、食材費の高騰分を支援

また、国が実施する支援にあわせ、医療機関・福祉施設等に対し、電気料の一部を支援

○支援内容

（食材料費） 入所系施設 6,100円／人（令和8年1月から3月）
通所系施設 1,400円／人（令和8年1月から3月）

（電気料） 入所系施設 1,800円／人（令和8年1月から3月）
通所系施設 1,440円／人（令和8年1月から3月）
訪問系施設 11,850円／施設（令和8年1月から3月）

○手続き・スケジュール等

・3月2日に申請受付事務局を開設し、申請受付中

※各市町でも同様に実施している場合がありますので、事業所所在市町へご確認ください。

医療・介護・障がい福祉分野における賃上げ等支援事業

【〇「医療・介護等支援パッケージ」(介護分野)】

施策名: 医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いずれも半年分

1,920億円

イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業

- ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。
- ※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施

510億円

ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

- ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

【新規】介護事業所等に対するサービス継続支援事業 ※予算審議中

○事業概要

物価上昇の影響がある中でも、介護サービス事業所等が必要なサービスを継続できるよう、設備・備品の購入費用等を支援

○事業内容

介護サービスを継続するために必要な経費への補助

○対象経費

訪問・送迎の移動経費等サービス提供の継続に必要な経費、衛生用品・医療用品 等

○補助率

定額

○補助上限額

定員1人あたり6千円(入所系)
|事業所あたり20~40万円(通所系)
|事業所あたり20~50万円(訪問系)
|事業所あたり20万円(その他)

○備考

予算成立後、準備が整い次第、案内を予定しております。

【新規】介護事業所等に対するサービス継続支援事業 ※予算審議中

【○介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

老健局認知症施策
・地域介護推進課
(内線3878)

施策名:イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
 - ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額

■介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く):1事業所あたり20万円

■訪問介護、通所介護事業所:

規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、
訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円
通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円

■施設系(特養、老健、介護医療院等):定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上~2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。
通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率

国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)

(4)補助対象

介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

[介護サービスを円滑に継続するための対応]

- ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
- イ. ネットクーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウォッチ
- ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

[大規模災害等への備え]

平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。

- ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
- イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
- ウ. 衛生用品、医療用品
- エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ
- オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

【新規】介護施設等に対するサービス継続支援事※予算審議中

○事業概要

物価上昇の影響がある中でも、高齢者施設等において食事提供サービスを継続できるように支援

○事業内容

高齢者施設に対する物価上昇への支援

○対象経費：食材料費

○補助率：定額

○補助上限額：定員1人あたり1.8万円（入所系） 定員1人あたり0.6万円（通所系）

○対象施設

介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど

○備考

予算成立後、準備が整い次第、案内を予定しております。

【新規】介護施設等に対するサービス継続支援事業※予算審議中

【○介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

老健局高齢者支援課
(内線3925)

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があるが、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体

都道府県

(2)補助上限額

定員1人あたり1.8万円

(3)補助率

国:10/10(都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象

介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費

食材料費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業※予算審議中

○事業概要

物価高騰等が続く中、医療機関・福祉施設の省エネ設備の導入を支援し、コスト削減による経営の安定化を促進

○事業内容

省エネ効果の高い設備の導入支援

○対象経費：高効率空調・換気設備、LED 等

○補助率：県1/2

○補助上限額：200万円（下限20万円）

○対象施設

介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど

○備考

予算成立後、準備が整い次第、案内を予定しております。

(県の主な事業)

○介護人材の確保・育成

介護の魅力発信

- 「介護の魅力発信アンバサダー※」が県内小中高校を訪問し、職業紹介や高校生とのディスカッション等を実施
- 中堅人材や若手人材(新卒等)向けに介護の魅力を発信するショート動画等を作成し、SNS等を通じて発信

多様な人材の活躍

■外国人介護人材の育成・定着の促進

- ・タイ:現地高校で日本語・日本の介護技術の教育を行い、本県の介護施設に受入れ
- ・ミャンマー:現地日本語教育校と連携し、本県受入予定の生徒に福井県のことを学ぶ「福井クラス」を設置
- ・専門相談員が外国人介護職員本人および受入事業所からの相談に対応

○新 外国人介護職員に対する介護福祉士国家試験対策講座を実施

■多様な働き方による人材確保の促進

- ・女性・高齢者等の短時間の補助的な介護業務に従事する「ちょこっと就労」の促進

○新 スポットワーカー活用のための事業所への伴走支援

○介護人材の定着促進(職場環境の改善)

働きやすい職場の創出(業務効率化、心理的・身体的負担軽減など)

- ・総合相談窓口「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」を設置。介護事業所の介護ロボット・ICT機器の導入・活用による生産性向上等を支援(伴走支援・導入補助の実施)

○新 ハラスメント相談窓口の開設

処遇改善・サービス提供体制の強化

- 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、賃上げ・職場環境改善(1.9万円/月・人×6ヶ月)を支援

※令和8年度に介護報酬臨時改定予定 改定率:+2.03%

- 訪問介護事業所等に対して、技能・技術の向上のための同行支援に係る経費の支援

○新 通所事業所の多機能化(訪問機能の追加)を支援